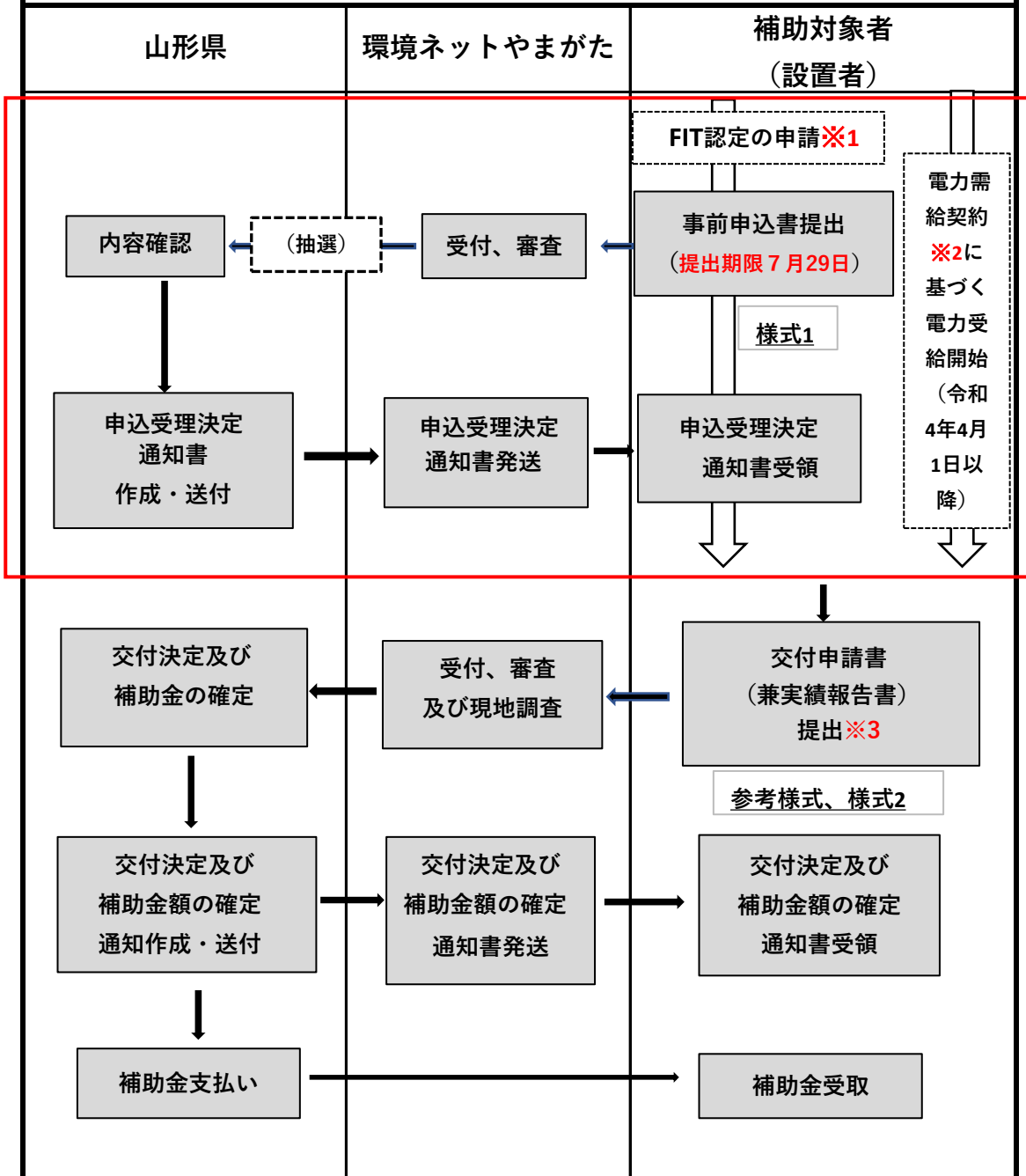


補助金の申込から交付までの流れ 表1

<蓄電池設備（創エネ型：蓄電池+太陽光発電設備）>



前年度からの変更部分

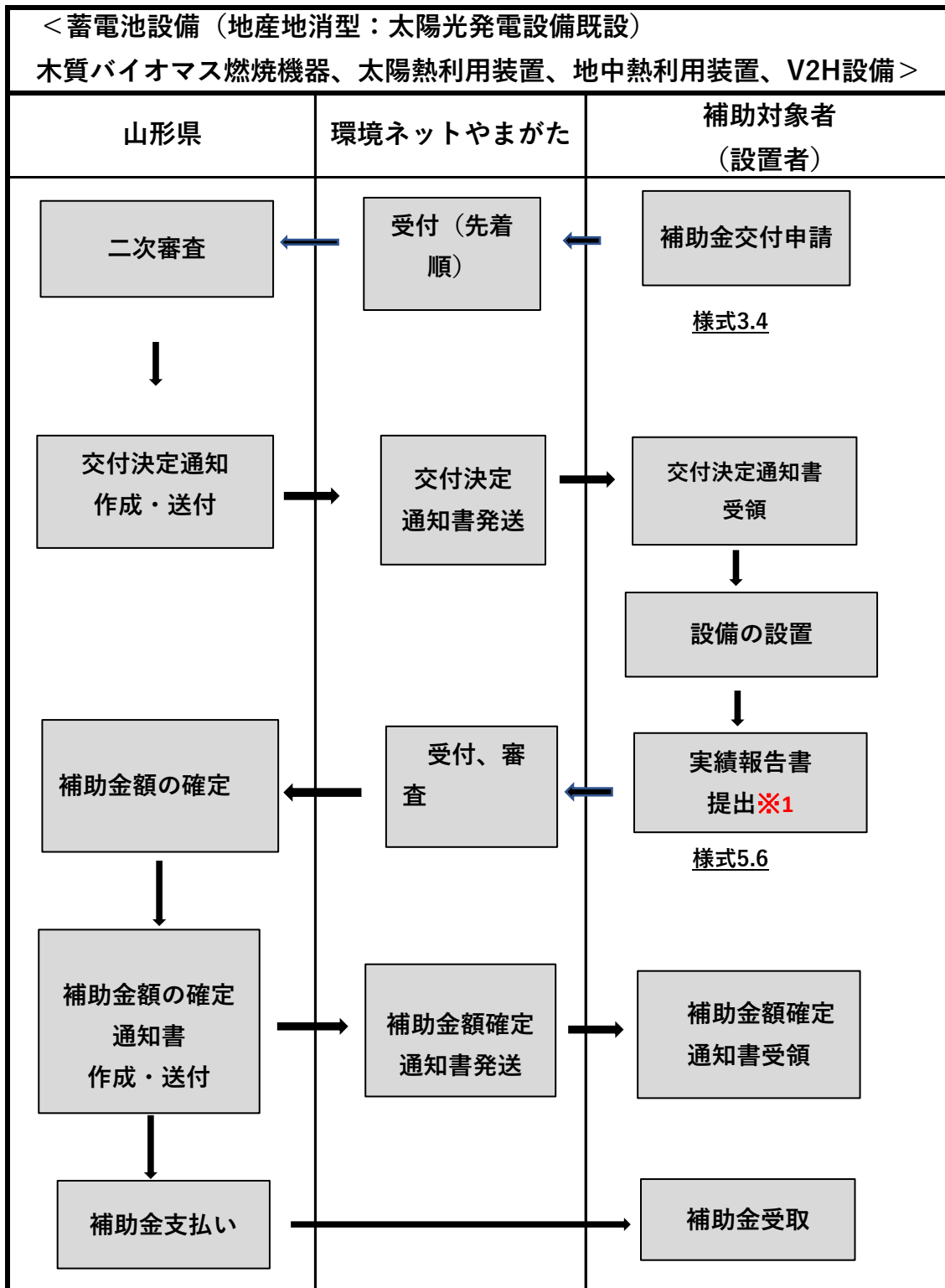
【注】蓄電池に対する補助金を利用するには、新規の太陽光発電設備を同時に導入し、売電を開始することが必要です。太陽光発電設備を導入してFIT売電をするためにはFIT認定と電力受給契約が必要です。

※1 FIT認定は、資源エネルギー庁が指定する電子申請より申込みを行ってください。

※2 東北電力ネットワーク等に申込み、設備の検査を受けたうえで契約し電力の受給が開始されます。

※3 電力受給開始後30日を経過する日（既に電力受給開始している者は、受給決定通知後30日以内）、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、必ず提出をお願いします。

補助金の申込から交付までの流れ 表2



※1.事業完了後30日を経過する日、又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに必ず提出をお願いします。